平成２８年第１回永平寺町議会定例会議事日程

（１８日目）

平成２８年３月１１日（金）

午後２時００分　開　議

１　議事日程

第　１	議案第　１号	平成２７年度永平寺町一般会計補正予算について
第　２	議案第　２号	平成２７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
第　３	議案第　３号	平成２７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第　４	議案第　４号	平成２７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
第　５	議案第　５号	平成２７年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
第　６	議案第　６号	平成２７年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
第　７	議案第　７号	平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
第　８	議案第　８号	平成２８年度永平寺町一般会計予算について
第　９	議案第　９号	平成２８年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
第１０	議案第１０号	平成２８年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
第１１	議案第１１号	平成２８年度永平寺町介護保険特別会計予算について
第１２	議案第１２号	平成２８年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
第１３	議案第１３号	平成２８年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
第１４	議案第１４号	平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算について
第１５	議案第１５号	永平寺町行政不服審査会条例の制定について
第１６	議案第１６号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第１７	議案第１７号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する

		条例の制定について
第１８	議案第１８号	永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第１９	議案第１９号	永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第２０	議案第２０号	永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第２１	議案第２１号	永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
第２２	議案第２２号	永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について
第２３	議案第２３号	永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第２４	議案第２４号	永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第２５	議案第２５号	永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
第２６	議案第２６号	福井県市町総合事務組合規約の変更について
第２７	議案第２７号	永平寺町林業振興集会センターの譲与について
第２８	議案第２８号	永平寺町教育委員会委員の任命同意について
第２９	発委第　１号	永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第３０	発委第　２号	永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第３１		閉会中の継続調査の申出
第３２		議員派遣の件

２　会議に付した事件

議事日程のとおり

３　出席議員（１８名）

１番　　上　坂　久　則　君

２番　　滝　波　登喜男　君

３番	長谷川　治　人	君
４番	朝　井　征一郎	君
５番	酒　井　　　要	君
６番	江　守　　　勲	君
７番	小　畑　　　傅	君
８番	上　田　　　誠	君
９番	金　元　直　栄	君
１０番	樂　間　　　薫	君
１１番	齋　藤　則　男	君
１２番	伊　藤　博　夫	君
１３番	奥　野　正　司	君
１４番	中　村　勘太郎	君
１５番	川　治　孝　行	君
１６番	長　岡　千惠子	君
１７番	多　田　憲　治	君
１８番	川　崎　直　文	君

４　欠席議員（０名）

５　永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町長	河　合　永　充	君
副町長	平　野　信　二	君
教育長	宮　崎　義　幸	君
消防長	竹　内　貞　美	君
総務課長	山　下　　　誠	君
財政課長	山　口　　　真	君
総合政策課長	太　喜　雅　美	君
会計課長	清　水　和　子	君
税務課長	歸　山　英　孝	君
住民生活課長	野　﨑　俊　也	君
福祉保健課長	森　近　秀　之	君
子育て支援課参事	吉　川　貞　夫	君

農　　林　　課　　長	小　林　良　一　君
商　工　観　光　課　長	川　上　昇　司　君
建　　設　　課　　長	平　林　竜　一　君
上　下　水　道　課　長	清　水　昭　博　君
永　平　寺　支　所　長	山　田　幸　稔　君
上　志　比　支　所　長	山　田　孝　明　君
学　校　教　育　課　長	南　部　顯　浩　君
生　涯　学　習　課　長	長谷川　　　伸　君

6　会議のために出席した事務局職員

議　会　事　務　局　長	佐々木　利　夫　君
書　　　　　　　　記	朝　日　清　智　君

〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜・〜

午後　２時００分　開議

〜開　会　宣　告〜

○議長（川崎直文君）　開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましてはご参集をいただき、ここに１８日目の議事が開会できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

なお、午後２時４６分ごろに東日本大震災の犠牲者にささげる黙禱を行いますので、ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。

〜日程第１　議案第１号　平成２７年度永平寺町一般会計補正予算について〜

〜日程第２　議案第２号　平成２７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について〜

〜日程第３　議案第３号　平成２７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について〜

〜日程第４　議案第４号　平成２７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について〜

〜日程第５　議案第５号　平成２７年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について〜

〜日程第６　議案第６号　平成２７年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について〜

〜日程第７　議案第７号　平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について〜

○議長（川崎直文君）　日程第１、議案第１号、平成２７年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第７、議案第７号、平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの７件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、日程第１、議案第１号から日程第７、議案第７号までの７件を一括議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

８番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田　誠君）　それでは、予算決算常任委員会から報告させていただきます。

平成２８年２月２３日の本会議で付託されました議案第１号、平成２７年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第７号、平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての７件につきまして、去る３月３日、４日、７日及び１１日午前に当委員会にて慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元の報告書のとおりであり、全７件とも賛成全員にて可決いたしました。

審議の中での主な内容、意見は次のとおりです。

総務委員会所管では、マイナンバー制度の開始に合わせたセキュリティ対策に約１，８３０万円、新消防庁舎に合わせた防災情報ネットワークに約１，７００万円が主なものであります。

特に、住まいる定住事業に関する実績について及び事業の進め方について、当初２０件との見込みが、このたび８件の増加ということで、この事業が生かされていることがわかりました。今後、より一層の広報、企業とか金融関係と合わせて、またアンケート調査等を重視し、この事業のさらなる拡充を求める意見がありました。

教育民生委員会所管では、国民健康保険会計への繰出金増額約７，５００万円、国の個人消費の下支え予算である低所得高齢者を対象とした給付金約６，１３０万円が主なものであります。

特に、各種定期予防接種の委託料が４００万円の減額となっているが、接種率向上に向けてさらなる努力を願いたいという意見がありました。

産業建設委員会所管では、農地中間管理事業、集積協力金ですが、増額約３，８００万円、観光まちなみ魅力アップ事業の基本計画の再考――次年度内の整備

を図りますが――の減額約７，２００万円、社会資本整備及び松岡公園整備の見直しによる減額、それぞれ約２，６００万円、約１，６００万円の減額が主なものであります。

意見の中に、農地の集積が困難な中山間地域の農業維持に向け、農作業を応援することにより地域の農業生産の維持と地域の活性化に農協が農作業委託を応援するための地域農業サポート事業、農業機械整備に対する補助金をの意見がありました。また、観光まちなみ整備事業、観光案内所及びバス停整備について再度協議を重ね整備検討を求める意見がありました。

以上、２７年度一般会計補正予算の内容の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君）　これより、日程第１、議案第１号から日程第７、議案第７号までの７件について１件ごとに行います。

日程第１、議案第１号、平成２７年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１号、平成２７年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２、議案第２号、平成２７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２号、平成２７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、議案第３号、平成２７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第３号、平成２７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第４号、平成２７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第４号、平成２７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第５号、平成２７年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第５号、平成２７年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第６号、平成２７年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第６号、平成２７年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号、平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第７号、平成２７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第８　議案第８号　平成２８年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第９　議案第９号　平成２８年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第１０　議案第１０号　平成２８年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第１１　議案第１１号　平成２８年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第１２　議案第１２号　平成２８年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第１３　議案第１３号　平成２８年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第１４　議案第１４号　平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第８、議案第８号、平成２８年度永平寺町一般会計予算についてから日程第１４、議案第１４号、平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの７件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、日程第８、議案第８号から日程第１４、議案第１４号までの７件を一括議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

８番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田　誠君）　それでは、予算決算常任委員会からご報告申し上げます。

平成２８年２月２３日の本会議で付託されました議案第８号、平成２８年度永平寺町一般会計予算から議案第１４号、平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算についての７件について、去る３月３日に総務委員会所管、４日に教育民生委員会所管、７日に産業建設委員会所管を、並びに１１日午前中に総括質疑を行い、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元の報告書のとおりであり、議案８号、

９号及び１１号は賛成多数にて、残り４件は賛成全員にて可決いたしました。

今般、国は、社会安定的な人口確保と少子化社会への対応として地方創生を掲げ、その対応として、今年度当初予算に当たり当町も永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、また２８年度からの普通交付税の合併算定替え措置の段階的削減を受け中長期的な財政の健全性を確保するため、中期財政見直しの改定も策定したところであります。

特に、今後重要となる高齢者対策への取り組み、人口の減らない住みたくなるまちの実現、子育てや教育、本町の特色ある観光資源を生かした観光振興、永平寺ブランド推進、地域防災力強化及び３０年に開催される福井しあわせ元気国体受け入れなど、本年度予算の主な事業、新規４１件、拡充８件、継続１８件、計６７件を中心に、事業の目的、また位置づけ、効果、財源措置、将来負担などを鑑み、慎重に審議を行いました。

審議の中での主な意見について各委員会でまとめました。

総務委員会所管では、マイナンバーの導入に伴う中間サーバー・プラットフォームに係る負担金について、総務省の新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向け実施されている事業で、ソフト面で職員のセキュリティ意識向上を図ってほしい。

２、実施されているふるさと納税事業での納税見込み額は５００万円となっているが、見込み額は幾ら設定したのかについて、１，０００万円を目標に期する目標がありいろいろ課題がある中、工夫を凝らし、これ以上の成果を上げられるよう推進をお願いしたい。

３、旧消防庁舎に観光物産協会が入る場合は賃借料が必要ではないか。

４、旧織物会館管理については、町内団体が加わり、より活用できるよう検討してほしい。

５、防災行政無線設備更新の工期について、上志比、永平寺地区の全てを２８年度で実施することで約１，０００万円の整備工事費削減となる。また、新規整備され一斉に切りかえられる工事内容で、情報伝達の途切れないよう再重視してほしい。

６、町納税の案内及び期限のお知らせに関する周知は、本町に、納税関係者の方々にもっとわかりやすく示されるようにすること。あわせて、納税の案内の行政手腕を発揮し、企業や金融関係と協力し、その企業の広告等の情報を明記する条件で、住民に周知する手段の一つとして　　　　　　　　　のごとく交わる相互

の利益目的にて、封筒やそれらの関連する案内の手法、施策を積極的に図ってほしい。

７、新消防体制の救急体制、救急救命士の出動体制の強化について、明らかに重篤な住民通報の判断で、救急救命士増員、乗車判断をするよう求める意見。

以上、総務委員会の意見がまとめてあります。

また、教育民生委員会所管では、男女共同参画推進において、女性活躍推進法も制定されたので、役場内の女性管理職登用については数値目標を掲げていただきたい。

社会福祉協議会は、今後の福祉政策において強力なパートナーであるため、十分かかわり合うよう持ってほしい。

やすらぎの郷の活用方法と、翠荘、永寿苑、やすらぎの郷の管理体制の方向性を明確にしてほしい。

永平寺温泉「禅の里」の泉質を考えると、施設維持管理には十分配慮できるような仕組みを考慮してほしい。

嘱託保育士の給与改善は評価し、今後もさらなる改正を行い保育士確保に努められたい。

幼稚園、幼児園の改修計画には中間報告を必ずお示しいただきたい。

松岡公民館の耐震化及び改修で、２０年間長寿延命することと、建てかえ新築することと、さまざまな角度から比較、検討をしていただきたい。

公民館の運営については、先進地視察を行い、目指す方向性を明確にしていただきたい。

上志比体育館の活用計画をお示しいただきたい。

ふれあいセンターの体育館の屋根雪がずって事務所等の屋根を押している。この際、抜本的な見直しをも考えていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の予算ですが、かかりつけ医が少ない中、福井大学医学部附属病院の診療料が高くなることで住民負担が大きくなる。同病院に地域診療の窓口を開くよう働きかけてほしい。国保事業の県一本化が目前となっている今、被保険者の保険料が軽減されるよう働きかけていただきたい。

介護保険特別会計補正予算ですが、筋力トレーニングやサロン事業は要介護者に係る事業でないので、地域支援事業にするか、それ相応の繰り入れを行っていただきたい。要支援１、２については、平成２９年度地域支援事業を町の責任で行うことになっているため、その計画を示していただきたい。

というご意見であります。

産業建設委員会所管について報告します。

地産地消支援補助事業は、地産地消の推進、農産物を出荷する生産者への支援、出荷組合等の育成及び食文化の伝統的な発展に、農産物、加工品等を出荷する農林水産業者を対象にする補助金をも検討していただきたい。

農業の多面的機能の維持のための地域活動や営農活動に対して支援する者、地域の草刈り、また水路の泥揚げ等の農地維持、水路、農道の補修の資源向上及び花壇等の多面的支払い交付金を環境保全活動に支援するよういただきたい。

観光まちなみ整備事業で永平寺だけを売りにするのではなく、恐竜博物館や朝倉氏遺跡の観光も引きつける魅力ある施策が必要。その中で、九頭竜川のアユ、サクラマスに力を入れて、天然アユの料理も食べられるＰＲも必要。

国体関連での松岡中学校からの新たな道路計画は、松岡中学校体育館前から清水団地方面を経由して県道に接続する道路を計画して、現地測量及び設計により最適なルートを検討いただきたい。

という意見が出されました。

以上、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君）　これより、日程第８、議案第８号から日程第１４、議案第１４号までの７件について１件ごとに行います。

日程第８、議案第８号、平成２８年度永平寺町一般会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　本町の平成２８年度予算案での反対討論ですが、この予算案を見てみますと、町民のためのコミュニティバスの運行や子育て支援、また定住促進など、町民に必要な予算が多く含まれていることはしっかりと認めていきたいと思います。

しかし、今回、反対の理由として、一つは、合併１０周年の総括はされているのか。町長は、これから総合振興計画の中にはそれを含めていきたいという話で

すけれども、やはりこの１０周年に当たっては文書で残す、この記念式典に向けた取り組みが必要だったと思うんです。ここでは大きな反対理由というわけではありませんが、ぜひ考えてほしいのは、やはりこの１０年間を批判的に深掘りすることが大事だと私は思っています。深掘りできれば逆のほうに触れる、そういう方向も見えやすくなるのではないか。そういうことを考えながら、ぜひ町の次の１０年に向けた総括にしていただきたいと思います。これはまず最初に、反対討論の前の前置であります。

反対討論の内容１つ目は、私はこれまで専門職員の採用、その必要性を訴えてきました。これについては、職員の活用や町の現状からして、新採用の中で専門職員の問題はということでまだ一歩を踏み出せていないところがあります。その必要な分野としても、今回、施設の無償譲渡の問題なんかもありましたが、まさに町行政における立法、またまちづくり、子育て、福祉、介護、地域づくり、都市計画等々たくさんの課題があります。自治体の競争の時代、個々の分野でも競争に勝ち抜く力を持つためには、そういう職員を新たにきちっと外から確保していくことも、また育てることも必要だと思います。これが具体的にはまだ見られていないこと。

２つ目には、町長の公約の柱の一つに、地域振興組織を生かした、また力にした地域づくりを進めていくとありました。これまで視察してきた例を私たち示してきましたけれども、いずれも公民館活動を基礎にした地域づくりの例でありました。長野県の伊那市の例、特に首長の姿勢として感心したのは出雲市の例であります。首長の姿勢一つだということをぜひ町長にも学んできてほしいと思うんですが、いまだなかなかこれについては具体的に先が見えていないと私は思っています。

３つ目には、上志比地区に道の駅が、さっきの総括質問でもしましたが、華やかに道の駅がオープンしようとしています。また、旧松岡地区の御陵地区ではハニーの出店計画が今示されているところですが、やはりまちづくりの柱、高齢者が歩いて行けるところに商店を残そう、ここは大事なまちづくりのコンセプトであります。商店も民間ではあっても地域の公共施設、そのために残すものは町としても守るという姿勢が見られないのは残念です。また、町がこれまで支援し補助してきた、そういう人たちへの支援というのも、これがあだになることになるのではないかという心配も示されているとおりであります。

４つ目には、町の定住促進の方向です。最近、県内で人口増、鯖江市の例を示

されていますけれども、定住促進の方向で小規模宅地の造成を計画的に進めてきたことが非常に大きい力になっているということが報告されてきました。そういう方向が私は間違っているとは思っていませんし、そうだと思っています。ただ、私は昭和６０年代から、小規模宅地ぜひ町で取り組むべきだということを訴えてきたつもりでいるんです。合併後も何度もそういう提案もしてきました。そのときには、以前、旧松岡時代には、町としてそういう取り組みを見たいということで上中町や名田庄や、また宮崎村等へも見に行ったこともありました。しかし、それらが生かされてきたとは今思わない状況はちょっと残念であります。そういう意味では、いろんな議員の提起、そこにある真理、これをどう摘み取っていくかというのも見ていただきたいと思います。

この点では、言い続けてきてなかなか改善されないという点では、例えば、今は文科省が基準を決めたということで、体育館のつり天井の問題などは、町として松岡小学校にある体育館のつり天井を撤去しましたが、業者の言うなり大きな投資をし、それを撤去するのにも大きな投資をしなければならないというアンバランス。しかし、これもしっかり繰り返し指摘してきたことに気づく職員の皆さんがいたのかという意味では、非常に残念でなりません。もっと率直に耳を傾けていただきたかったと思っています。

次に、ふるさと創造プロジェクト事業。率直に私は不安です。地域に公民館もあるわけですから、そういう意味では十分な論議の上で投資が複雑にならないよう、公共施設も日常潜んであり余る施設があるわけですから、そういうものをどうしていくかという中でも論議してほしかったと思っています。これは不安ということだけ述べておきます。

総合振興計画１，０００万円余の予算案が示されていますが、以前から私はこのつくり方についてはもっと考えてほしいということを言ってまいりました。以前の振興計画、前につくった振興計画ですね。つまり、この計画の基礎部分はもう町は持っているわけであります。それがあるのに１，０００万円でさらに委託に出すっていうのは、ちょっと私は残念です。そんな金を使うくらいなら、その６割、７割で職員研修にそのお金を使って、みずからの手でつくってはどうなのかということを訴えてきたつもりでいます。以前つくったときのノウハウもあるわけですから、これらをぜひ生かすことで町職員の力量向上に役立てる方向こそ選ぶべきだと思っています。

次に、男女共同参画、これは新たな段階に入るという計画の予算も盛られてい

ます。まさに行政こそ庁内職員の管理職登用に数値目標を持って臨むべきだと意見の中でも出ていましたけれども、それをどうしてつくらないのかということが私は課題だと思っています。何年までに何％にするという数値目標が示されていれば、どうしてもそれに向かって進んでいくわけですから、それで必要な底上げも含めて進めていける、その姿勢が男女共同参画の一つにつながると思っています。これが見られないこと。

高齢者対策の強化についても課題があると私は思っています。やはり根本的な強化をということで、担当している課では、少ない手の中、大変な思いをされているとは思います。ただ、ここにきて介護保険の制度がさらに、次の介護保険計画のときには、まさに在宅で頑張っている人たちの生活支援などもう実費になるのではないか、介護保険適用から外されるのではないかという不安さえあるわけですから、今からそういう体制強化もし、きちっとした取り組みを準備しておかないとそこにいけないのではないか。これはもう繰り返し言ってるんですが、できたら高齢福祉課みたいな課の設置をぜひお願いしたいところですが、それが見られない。

小さい話ですが、子どもの医療費助成の問題で、全国で子どもの医療費助成をやっていない自治体はもうありません。ただ、これの窓口無料化、一時償還払いでなしに窓口無料化をやっていない県というのが全国で、今やっている県が３８ありますから、あと残っているのは８つほど。……４７ですか。そしたら９つあるわけですね。それに福井県が入っています。窓口無料化は、診療を抑制するのではないかとか、病院に行っても申請が面倒くさいということでしない人たちもやっぱり多くいるわけですから、非常にこれは大きいことだと思います。

特に本町内の医院などでのそういう医療機関での医療費無料化が実現すれば、それに踏み切っていない県に大きな一石を投じることになると私は思います。そういうところがぜひ、話は直前までいってるのかは知りませんが、具体的にはまだ見えてない県に対して一石を投じる意味でも町独自としてやってほしいと思うんですが、それが見られないというところを指摘したいと思います。

農業政策です。ＴＰＰ関連では本当に町も大変だと私は思っています。ただ、町としていろんな支援を考えているのは、苦慮しているのは私も理解できます。ただ、中間管理機構へのいわゆる農地の集中の問題では、一言言えば、まさに国の今やっていることは国策による離農促進であること。農家の目の前に金というそういうものをぶら下げて農業をやめろということで、国が農業者を農業から追

い出している。これが見られます。本町の農業の課題としては、担い手がいないという話がよく言われますけれども、それは一つの口実にすぎないと私は思っています。将来の見える、見通せる、つまり再生産のできる米価とか農産物価格が保障されれば、若い人たち、つまり担い手も生まれてくるのは必定であります。今や、まさに何もないいわゆる農政だから将来が見通せないと思っています。本当にそういう中で翻弄されているとは言いますが、国の政策とはいえ本町なんかも大変だと思いますが、ここにはなかなか賛成できないということを述べておきたいと思います。

上志比での旧体育館の整備、利用の問題も不安の一つです。これは不安です。全く反対だというわけではないんですが、やはり古過ぎる施設、あり余る施設をどう整理するかというのは、大なたを振るうことも必要だと思っています。そういう意味では町行政見ていくといろいろ目につくところもありますが、町民に必要な予算のあることは、先ほども言いましたとおり、それは認めつつ、それらの理由で私は反対の立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１１番、齋藤君。

○１１番（齋藤則男君）　私は、適切な行政を執行するためにもこの予算案を速やかに成立することが必要と思われ、賛成の立場から意見を申し上げます。

この予算案については、議員全員による予算委員会において十分に審議を尽くされたものであります。予算は、町の１年間の収入と支出の見積もりを、町民に対し行政サービスを行って福祉向上に努めることを約束するものであり、この予算を編成する権限は町民の代表である町長であります。町長としては自信を持って提案されたものだと思っております。

反対のいろんな理由につきましては、先ほどの総括質疑の中で回答を得ているものと私は思っております。また、審議の内容は委員長報告の中で十分にされております。私は賛成する立場から、理事者に対し、この予算の執行の段階において委員会における各委員からの意見については重く受けとめて適切に執行されることを望むものであります。

予算の議決権は議会のみが有する権限であります。この予算は直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものとして、議会としては慎重に審議に当たったものであり、もしこの予算が成立しないこととなると、直接的にも間接的にも困るのは住民である町民であると思います。よって、速やかに成立すること

を望み、賛成討論といたします。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第８号、平成２８年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君）　起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第９、議案第９号、平成２８年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　平成２８年度町国民健康保険事業特別会計予算案についての反対討論であります。

私はこの国保会計、昨年度の先ほど採決されました国保会計の状況では、会計の状況の悪化の中で町独自の繰り入れが３，９００万円、これは評価するということは総括質疑の中でも言いました。

ただ、本町の国保会計の状況、悪化する一つの要因に、やっぱり大病院が近くにあることで高度医療を受ける機会が多い。これらのことが、ある意味、医療費の高騰を引き上げている。これらは大事だと思います。だからこそ、今、国で初診料をさらに５，０００円上乗せという方向性も示されていますが、こういう内容を考えると、さらに抑制するだけでは逆に医療費の高騰も考えられることだと、悪化する人たちがふえて結果的に医療費の高騰が避けられなくなるということを私は思っています。特にこの間、退職者医療の廃止に伴い、そのいわゆる医療費の高い人たちを、国保を一般会計で補う、そういうところからさらに会計の状況

も悪化していると思いますし、制度改定で負担増も年金の取得によっては生じているところであります。

さらに、ＴＰＰの問題で先ほど言いましたけれども、ジェネリック医薬品などのいわゆる特許期間の延長の問題などでさらに負担増につながるおそれも出てくるという問題を考えると、やっぱり制度の問題ではあっても、町の努力は一定見られても、これから先のことを考えると非常に会計の状況も厳しい。こういう意味では、みんなで全員一致でただ単に国保会計を賛成ということではなしに、そういうことをやはり国にきちっと意見を言えという議員もいたということを示していくためにも、私は反対の態度をとっていきます。

○議長（川崎直文君）　黙禱のために暫時休憩したいと思います。

暫時休憩します。

（午後　２時４５分　休憩）

（午後　２時４６分　再開）

○議長（川崎直文君）　休憩前に引き続き再開します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

１１番、齋藤君。

○１１番（齋藤則男君）　この予算案に賛成の立場からご意見を申し上げます。

国民健康保険事業というのは、全ての国民が保険に加入する。つまり、加入できるようにとスタートした事業であり、社会保険等に加入できない自営業の家族や職につけない人たちの健康保険事業であります。

本町の健康保険事業は、これまで加入者の利便性を図り常に健全に運営されており、加入者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を主眼に人間ドックの助成等々を実施し、医療費の高騰を抑える努力をしております。また、低所得者の対しての保険税の軽減措置、未納者に対する納税の相談等、町として独自の取り組み等々を全力で取り組んでいるものと思います。

もしこの予算が実行されないこととなると、永平寺町の国民健康保険加入者にとって、保険診療を受けることに支障が起きる状況にもなりかねません。

よって、この予算案に際し、賛成の意見を申し上げます。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第９号、平成２８年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算

についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君）　起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１０、議案第１０号、平成２８年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１０号、平成２８年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１１、議案第１１号、平成２８年度永平寺町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　本町の２８年度介護保険特別会計予算案に対して、私は反対の態度をとります。

本来、この介護保険制度というのは、一定の年齢を経れば、保険料を支払い、介護認定を受け、１０％の利用負担を払えば希望する介護が受けられるということで制度が始まりました。しかし今では、一定のサービスの受給のところでは２割負担が導入されたり、また特養などの施設入所については国民年金では払えな

いような金額になっています。そういう意味では、制度として、制度制定の当時から考えると、考えられないような状況になってきているわけであります。

こういう中で今、介護保険というのは、特に昨年１０月に成立した法律では、介護保険の要支援１、２が介護保険から切り離されて、正確には補填はされるんですが、町の地域支援事業になる。私は当時、心配として言っていましたとおり、町の支援事業になれば町の財政状況によって、支援事業の内容、サービスの内容まで規定される。さらに、その単価が切り下げられることになれば、介護保険で本来利用されていたサービスも、民間事業者ですともうからなければそこでサービスを提供しない。不服審査などもありますけれども、現実的にはそういうことが経営状況の中からも生まれてくる必然性があるわけであります。そういう意味では大変な制度になってきています。

町もこれから新たな地域支援事業を進めるということで、ことしの１０月までにはそういう一つの方向性を示したいということで準備をしていますが、現実的にそれに追い打ちをかけるように、さらに介護保険では訪問系の生活支援サービスそのものを介護保険からなくしてしまうということを今具体的に国の厚労省の介護保険審議会で話されているそうです。こんなことも大変な状況であります。そういう意味では、これからまさに、さらに介護保険料が引き上げられたりすることもあると思うんですが、この会計状況を見てみますと、私は福祉事業としてやってきたものをこの会計で負担をやっていること。これらについては、やはり行政がそれなりの支援をしてそのサービスを支えていくことをやっていかないと、現実的には介護保険の総枠は抑制しようという方向ですから、そのサービスの内容そのものが数少なくなっていく可能性があると思っています。それらの方向性は行政としても今計画をつくる中で苦慮していると思います。

ただ、そういう介護保険制度、本来の制度とは随分かけ離れてきた問題について、今この会計で示された内容でそれを認めるという立場にはなれないということであります。この立場から、私は反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１１番、齋藤君。

○１１番（齋藤則男君）　この予算案に賛成の立場からご意見を申し上げます。

この予算を含め、町より今議会に提案された全ての予算案は、議員全員による予算委員会において細部にわたり説明を受け審議を尽くしております。

この介護保険制度は、それぞれが互いに助け合う国の制度としてスタートした

事業であります。しかし、国の制度だからといって安易に処理するものではなく、永平寺町にとってどのように利益が得られるか、また町として国の方針を見詰めて町独自の方策等も模索し、この制度を活用すべきだと思います。

我々、住民の代表である議員として、是は是、非は非として地域住民のために小さな町から大きな声を国や県に届ける役割を果たすことも、町民の利益につながるものと思います。

この制度の町の取り組み、その姿勢を期待し、よって、本予算を原案のとおり賛成とする意見といたします。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第１１号、平成２８年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君）　起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１２号、平成２８年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１２号、平成２８年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１３号、平成２８年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１３号、平成２８年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１４号、平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１４号、平成２８年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。３時１０分より再開いたします。

（午後　２時５９分　休憩）

（午後　３時１０分　再開）

○議長（川崎直文君）　休憩前に引き続き再開します。

～日程第１５　議案第１５号　永平寺町行政不服審査会条例の制定について～

～日程第１６　議案第１６号　行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第１５、議案第１５号、永平寺町行政不服審査会条例の制定についてから日程第１６、議案第１６号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの２件を一括議題としま

す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、日程第１５、議案第１５号から日程第１６、議案第１６号までの２件を一括議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第１５号、永平寺町行政不服審査会条例の制定について及び議案第１６号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して委員長報告させていただきます。

去る３月９日水曜日午前９時より、全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長、以下所管する理事者の出席を求め委員会を開催いたしました。

今回付託されました議案第１５号、永平寺町行政不服審査会条例の制定につきましては、行政処分に関し、町民が町行政に不服を申し立てる不服申し立てについて、公正性の向上、使いやすさの向上、期間延長等の観点から条例に反映し、住民の権利利益の救済を図ることを目的で、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度が導入されたことにより、新たに設置する永平寺町行政不服審査会を定めるものであります。

次に、議案第１６号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、新たに設置する永平寺町行政不服審査会により影響を受ける関係条例中の「不服申立て」を「審査請求」等に文言を改正するものでございます。

主な意見といたしましては、行政からの不服申し立てをすることはできないかとの確認でございます。原則ルール的にはできますが、行政はしない方針との回答でございました。

また、審理員はどのような構成かとの確認では、弁護士、行政書士、司法書士の３名で構成し、全て町外の方を選出する予定としているところでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご

決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより、議案第１５号から議案第１６号までの２件について１件ごとに行います。

○９番（金元直栄君）　１件ごとに。

○議長（川崎直文君）　１件ごとに質疑、よろしいでしょうか。

日程第１５、議案第１５号、永平寺町行政不服審査会条例の制定について。

これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　議案第１５号ですけれども、住民の行政処分に対する不服審査の申請というんですかね、訴える期間が延びたりして権利が拡大されたというのはわかるんですが、具体的にはどういうようなときに活用されるのかっていうのをちょっとお話しいただきたいんですが。

それと、１６号のほうにも関係するんだと思うんですが、これに伴い住民に不利益が生ずることはないのか。本当に拡大だけなのかというのを確認だけしておきます。

○議長（川崎直文君）　１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　ただいまの不服申し立てにつきましては、どのようなときに、場合に発するのかということでございますが、これにつきましては理事者のほうでひとつ細かにご説明願います。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　ただいまのご質問でございますけれども、具体的な例を申し上げますと、まず住民税的な観点で申し上げますと、例えば、過去の年金を支給されたことによってさかのぼって税金をかけられるのは納得できないとか、あるいは、今度同じく町民税の関係で申しますと、婚姻関係でなくて実際に同居しておって、内縁の関係につきまして扶養の事実がある者について扶養控除を認めてほしいとか、そういったものが例えば考えられるところでございます。

あと、福祉関係におきましては、子ども手当の認定、あと幼児園に入所できなかった場合の不服とか、そういったものが挙げられるということでございます。

また、住民に不利益がないのかということでございますけれども、これはそういったものをなくすための公正性を保つために第三者機関あるいは審理員制度を設けているということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１５号、永平寺町行政不服審査会条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１６号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１６号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第１７　議案第１７号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第１７、議案第１７号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第１７号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

これも先ほどの１５、１６の委員会報告のとおり、期日は3月９日に実施したものでございます。

付託されました議案第１７号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の第２４条の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準の条文に「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされている中で、第２４条中第２項、文言の「前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない」とされている条文を、根本基準にそぐわないことから一部削除、改正し、この「第２４条中第６項」を第１項削除され「第５項」に改めるものでございます。

委員会としての主な意見はございませんでした。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　９番、金元です。

これ、私もよく内容がわからないというのを先に言っておきます。

ただ、説明を聞いていますと、平成２８年度より――４月１日からですが――人事評価の導入によることによって、その２項がなくなるということですね。職員の給与は能力によるというのだけが残るということを聞いたんですが、その人事評価の導入とその狙いはどこにあるのかっていうのを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川崎直文君）　１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　理事者のほうから答えていただきます。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　今ほどのご質問でございますけれども、今までの人事評価に関しましては半期半期で人事評価をさせていただいております。そういったところから、やはり半期半期の中で給与に対する評価を合わせてやっておったということになります。

しかしながら、今回、平成２８年度に新たな人事評価が導入されることによって、その中で能力評価あるいは業績評価、そういったものが導入されることになってございます。業績評価と申しますと、やはり１年の通年を通じて、４月の時期に業績の目標を立てていただいて１年間で到達を見るわけでございます。そういったところが１年以上にわたって評価をさせていただくということになってございます。よって、先ほども申しましたように、職員の給与はその職務とその責任に応ずるものでなければならないと、まずそこに観点があって、その後の削除の項目でございますけれども、「前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない」という文言が、その人事評価の１年間を見るのに当たって、速やかにということがそぐわないというふうになってまいりました。

よって、地方公務員法によって、そういったものの文言の一部削除をするといったことになってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　この問題、人事評価のことで一つだけ私言っておきたいと思うんですが、これまで、例えば一時金なんか、その何％分は評価によって傾斜配分するということをやられてきたと僕はちょっと思ってるんですね。そうやって盛んに言われた時期がありました。ただ、何でそういうことをやるのかなっていうことを思ってきたんですが、業績とか真面目にやってる課でもその差をつけられるということになる可能性があるわけですね、総額配分なんかを考えると。

ちょっと一言だけ言いたいのは、人事評価とはどういうことなのかということです。これは名前を変えた労務管理の手法の一つですよね。賃金に差をつけて、その狙いっていうのは働く人の分断なんですよ、労務管理というのは。賃金に差をつけることで横の連携がうまくいかないようにするというアメリカ式労務管理法から出てきていると思うんですが、そういう方法ですね。例えば３００円とか５００円の違いでも心の中は穏やかでなくなるという状況が、実際１９７０年代の中盤以降やられてきたと思うんですね。それが今、公務員の中にも入ってきたのはここ１０年ぐらいの間かなとは思わんでもないですが。

さらに、労務管理の主導権をより上位の者が　　　　というのは、要するに、理事者とかその上に立つ人たちが持つためにこういう人事評価をするということだったわけですね。それを考えると、やっぱりこういうときに、僕はこれまで曖昧にという態度にあったなと思うんですが、ここで新たにこれからはきちっと制度化した人事評価を行うということになってくると、どう判断していいのかなと。本当にこれらに対して、例えば働く人たちの組織、公務員ですから自治労なんかはどういう見方をしてるのか。もっとも社民系の組織では「積極的に評価してもらえるもんもらえ。差がつくのは当然や」ということを言ってますが、一方で同一労働、同一賃金。それに持って生まれた能力というのがあるわけですね。手の遅い人、速い人、これは持って生まれた能力ですからどうしても解決できない問題なんですね。例えば、障がいを持って生まれる人たちもいらっしゃるわけですから。そういう意味では、こういういわゆる人事評価の導入によっていろいろ制度を考えるということは働く人たちにとってはどうなのかなと。

若いころもあったと思うんですが、総務課長なんかはどう考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　今ほどのこの人事評価を、労務管理っていうのはまた違った観点かなと思っております。あくまでもこの人事評価は、能力評価及び業績評価、これを標準の職務遂行能力というように変えたほうがいいかなと思います。一般的に標準であれば、どういうような能力を出していただけるかというのをまず客観的に見させていただく。そういったことを、まず職員の能力を客観的に評価させていただくのが能力評価であるというふうに理解しております。

また、業績評価というものになりますと、職員があらかじめ業務の目標を、達成度ですね。やはり途中の９月時期には進捗度合い、あるいは３月には到達度合

い、そういったものを、その業務上の業績を、これも客観的に評価するといった形のものでございますので、余り労務管理というか、その人の、職員に対する、やはり客観的な評価を見て、これから勤勉手当等に、傾斜配分という言葉は妥当ではないと思いますけれども、能力配分をさせていただくといった形の地方公務員法の改正でございますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　もうちょこっとだけ質問させていただきます。

申しわけないんですが、この人事評価によって賃金に差が生じることはないんですか、あるんですか。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　これは今ほども申しましたように、勤勉手当にはかかわりが出てまいります。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

○９番（金元直栄君）　ちょっと待って。１つだけ　　　　。

○議長（川崎直文君）　４回目の質疑となりますけれども。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　４回にはならんのでないですか、僕。うん。３回目ですよ。

○議長（川崎直文君）　続けてください。

○９番（金元直栄君）　私、これ反対するかどうかは別にして、賛成はしません。

自席で棄権しますんで、そのことだけ言っときます。微妙な問題です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１７号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第１８　議案第１８号　永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第１８、議案第１８号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第１８号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第１８号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の趣旨は、平成２６年、行政不服審査法、さらに平成２７年に行政不服審査法施行令が公布されており、いずれも本年４月１日から施行されることに伴い、当永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

この改正の内容は、行政手続等における情報通信の技術の利用の需要が多く、それらを鑑み、第６条第２項に、電子メールでの弁明も弁明書が提出されたものとみなす規定を追加し、また第１１条において、決定書記載事項の明記として、１号で主文、２号で事案の概要、３号で審査申し出人及び町長の主張の趣旨、４号で理由の各号を加える一部改正でございます。

主な意見はございませんでした。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　質疑なしと認めます。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１８号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第１９　議案第１９号　永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第１９、議案第１９号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第１９号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第１９号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、従来の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条第１項の報告事項での任命権者が報告しなければな

らない事項に、次の職員の人事評価の状況及び職員の休業に関する状況並びに職員の退職管理の状況の３項目を追加し、また第４条では、行政不服審査法の改正で「不服申立て」が「審査請求」となることを受けて、人事行政の運営等公表に関し、地方公務員法及び行政不服審査法の一部改正の影響を受ける事項について追加、修正を行う一部改正でございます。

主な意見といたしましては、１、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴う改正であることを確認させていただきました。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　何点かお聞きします。

１つは、このいわゆる人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ですから、公表ということに関して、その公表となってきたのはどうしてなのかというのが１つ。

２つ目は、その狙い、今度のこの改定の狙いはどこにあるのか。

３つ目は、何で勤務成績の部分をなくしているのか。「第６号中『及び勤務成績の評定』を削り、」ってあるんですね。

４つ目は、議案第２０号との関連はあるのか。

これちょっとお聞きしたいです。

○議長（川崎直文君）　１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　４点ございました。

公表になったのはと、２点目には改正の狙いはと、また３点目には勤務成績がなくなった理由と、また４点目には議案第２０号との関連はないかということでございます。

これも行政のほうから説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　まず、この条例でございますけれども、公表自体は以前からあったものです。よって、給与関係とかそういったものにつきましても広報等で公表をしているということでございます。

また、その狙いでございますけれども、これは地方公務員法の規定に基づいた

わけでございますけれども、これは先ほどからの地方公務員法の改正に伴うものの関連ということでございまして、やはりこの人事評価、先ほど、先にちょっと３番目の質問の話になるわけですけれども、今までは勤務成績の評定というふうに申し上げておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、平成２８年度よりは人事評価というふうに改正されて、新たな人事評価というふうな位置づけというふうになってございます。

それと、２０号につきましては、これは特段これと直接の関係というものではございませんけれども、これにつきましては、２０号はまた後ほどでもご説明しますけれども、降任ということが地方公務員法では、同じ職種、例えば例で申しますと、課長補佐が４級から３級に行くものを降任というふうに地方公務員法では解していたものが、今後は降任というのは、例えば課長補佐が主査に変わる場合のものを降任というふうになったものですので、全体的にいいますと地方公務員法が改正されたということでの関連性だけでございますので直接の２０号との関連はないものというふうに感じております。

以上です。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　これも人事評価、これは「３条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。」というところに職員の人事評価の状況ということが書いてあるんで、それとの関係で勤務成績の評定というのがなくなるのかなって思ってるんですが、職員のいわゆる号俸なんかのそれは、各個人でなしに公務員の全体の表というのは、改定のときには議会のこの議案の中にその全部がこれまで示されてきた経過はあるって知ってるんですが、それだけのことなのか。それとも、次の２０号のところで降任とかそういうふうなのがあることから、そういうものとの関連であるのかなと私は思っていたわけです。

公表することというのは、ある意味非常に大事で、いわゆる職員個々の処分の公表とは関係ないのかどうかということだけ、ちょっと確認だけさせていただきます。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　職員の個人的なものではございませんので、全体的をお示しさせていただくというものでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　今はそういうことはないと思うんですが、以前は本町の事務報告の中に職員の、どういうところに何人いるかというなのが大体出ていた時期があったんですね。それは旧松岡のときやったんかも知らんですが。そんなこともあった、それは個人の情報の関係でなくなってきたのかなと思ってるんですが、例えば課長補佐に何人とか、たしか出ていたと思うんですね。そんなのが出てこなくなった経過はあるのかなということをちょっと思っていたりするんですが、少なくとも何かよく見えるようにするということを、やっぱりここで担保してるのかどうかがよくわからないんでお聞きしてるところです。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　これまでにも、今、予算書の中にも級別職員の数というものは載せてございますので、一度見ていただければ結構かと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第１９号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２０　議案第２０号　永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２０、議案第２０号、永平寺町職員の分限に関

する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２０号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第２０号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容でございますが、地方公務員法の一部改正により、分限処分の一つである降任が、現在任命されている職より下位の職に任命することが定義され、これまで降任と解釈された分限処分が降給に該当すること。また、根拠となる法の条項及び本条例で定める分限の種類「、休職及び降給」を本条例に追加し、条例の一部を改正するものでございます。

主な意見といたしましては、今回の人事評価制度の改正は、勤務評定との違いや人事評価の根本基準等及び分限事由の明確化について確認をさせていただきました。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　ここは大事なところでぜひお聞きしたいのは、公務員というのは簡単に、いわゆる一般的にですよ、厳密な言い方は別にして、降格というのはなかなかないというのを聞いています。

ただ、いわゆる報復人事っていうのがやっぱり横行することがあるんですね。特にそれの好きな方がいらっしゃった場合なんかはそういうことになったりして、以前なんか秋田県であったのは、課長が清掃車の運転手に降格されるというんですかね、そういうこともありました。

そんなことを考えると、それをやっぱりある意味、厳密にしたり抑制するためにこういう制度があるのかなと思わんでもないんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（川崎直文君）　総務課長。

○総務課長（山下　誠君）　今ほどの質問でございますけれども、そういった人事というものに対してのものではないとまず言わせていただきます。

まず、降任も降格もそんなに簡単にするものではないということです。ですからこの中で、やはりその降格の事由とか、あるいは降号の事由についてしっかりと定めているということでございますので、そういったほかの事由で降格をするようなものでもないというふうにご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２０号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２１　議案第２１号　永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２１、議案第２１号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されておりま

す。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２１号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第２１号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定は、町税の猶予制度であります。これは平成２６年度に国税の猶予制度の見直しする改正により、平成２７年度では地方税の猶予制度についても改正され、平成２８年４月１日より施行される中、地方分権を推進する観点や、税に関する地域の実情がさまざまであることなどを踏まえて、当永平寺町税を一時的に納付することが困難なとき、町へ申請することにより、１年以内の期間に限り税徴収の納付が猶予されるように、永平寺町税条例の規定を追加するものでございます。

主な意見といたしましては、国税、地方税の猶予制度の改正に伴う永平寺町税条例の税徴収の改正で、地域の実情等に応じて条例を定められることとされることなどにおいて確認をさせていただきました。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　ぜひお聞きしたいのは、本町ではいわゆる換価が１年間に何件ぐらいあって、うち何件ぐらいがこれに該当するのかというのをわかれば示していただきたいですし、私は、そういう差し押さえ後の売却による換価というんですか、ということより、やっぱり不況時の不慮の事故や、また災害時等のときには、いわゆるその減免の問題があったりするので、そっちこそ整備すべきだと思うんですが、どうしてこういうなののみ整備になってるのかというのもお聞かせいただければと思います。

○議長（川崎直文君）　１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　ただいま換価の件数等、発生状況ということですので、これについて何か、そういうふうなことできますか。――はい。

よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君）　税務課長。

○税務課長（歸山英孝君）　換価と申しますと、具体的に言いますと、例えば不動産なんかの場合ですと公売、あるいは預金債権なんかの場合ですと預金の取り立てというようなことになろうかと思います。それで平成２７年中は、地方税滞納整理機構とは別に、町独自で約３０件ほど執行しているところでございます。

　また、減免制度を優先すべきというようなことでございますが、今回の改正につきましては地方税法の改正に伴うもので、納税緩和制度のより充実を図るということで、充実を図ることにより納税者の負担軽減あるいは早期、的確な納税の履行を確保するという目的で、納税緩和制度の一環として徴収の猶予あるいは換価の猶予の充実というんですか、納税者有利に改正したものでございます。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　町独自にも結構そういう対処をされてるんだなって実際思います。それは大変な状況、特に町直接ということになれば、町民でもありますからしょっちゅう足を運んでそういういろんな納税相談をしながらの話だとは思うんですね。

　ただ、滞納整理機構なんかでいうと、例えば、毎月、分割納入をちゃんと約束して守っているのに、１，０００円とか２，０００円とか５００円とかということで守っているのに突然差し押さえに来たりすることもあるということを聞いています。それは直接町民の顔とか住民の顔を知らないからできるんだという話もありますけど、町ではそういうことはないと思うんで、そういう意味ではぜひそういう、いつも滞納の問題についてはみんな心を痛める部分もあると思うんですね。ですからそういう徴収のやっぱり状況を、どういう状況か。例えば、町の判断として悪質か、経済的困窮か、また生活の問題、年金が、　　　　　年金とかということも含めて、そんなことも定期に報告していただきたいなと思います。

　それだけ言っときます。

○議長（川崎直文君）　税務課長。

○税務課長（歸山英孝君）　金元議員おっしゃられるとおり、最終的な手段として差し押さえあるいは換価を執行しており、それ以前には、やはり納税交渉による自主納付を最優先に取り組んでいるところでございます。

　また、福井県地方税滞納整理機構が分納者にいきなりというような若干誤解があろうかと思うんですけれども、あくまでも、差し押さえ財産がないと言っていて分納に応じた者が差し押さえ財産が見つかった場合については、あらかじめ、

差し押さえ財産が見つかった場合についてはしますよというようなことを事前に通告した上での差し押さえというようなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２１号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２２　議案第２２号　永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２２、議案第２２号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２２号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第２２号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定についての改正内容は、同開発センターの耐震工事施工及び

永平寺町消防本部の一部併設工事が施工されたことにより、新しい開発センター施設用途が町民の皆様方にわかりやすく利用しやすいように施設名称を改める改正でございます。

主な意見といたしましては、今改正で消防ホール①、②と別表（第６条関係）についてうたわれておりますが、これらに伴う室名での確認をさせていただきました。

以上、総務常任委員会においては全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２２号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２３　議案第２３号　永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２３、議案第２３号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２３号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告させていただきます。

今回付託されましたこの条例の改正につきましては、このたび永平寺町消防本部が１本部１署に統合され新庁舎が本年４月１日から稼働されることから、新たな消防本部の設置された所在地について、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の第３条第１項中の「永平寺町松岡春日１丁目４番地」を「福井県吉田郡永平寺町東古市１０字５番地」に改める内容でございます。

主な意見といたしましては、消防本部・署の設置に関する条例改正で４月１日新庁舎運用となっているが、この期日までの仮運用時に業務上の支障がないかを確認させていただきました。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　ちょっと１つだけお伺いします。

たわいもない質問なんですが、３条中第１項の「永平寺町松岡春日１丁目４番地」って書いてある次に「福井県吉田郡」っていうのが入ってるんですね。この４つの住所に「福井県吉田郡」って入ってるのはこれ１つだけなんですけど、何か意味があるんですか。

○議長（川崎直文君）　１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　詳しいことは消防長に、ひとつよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君）　消防長。

○消防長（竹内貞美君）　深い意味はございません。

よその、他市町のを見ましても「福井県」から文言入ってましたので、今回、１８年にやったときのを改正して「福井県吉田郡」という名称を入れさせていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２３号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２４　議案第２４号　永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２４、議案第２４号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　議案第２４号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを委員長報告させていただきます。

今回付託されました議案第２４号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、永平寺町役場職員と消防吏員との職員としての一体化を図り、消防職員も一般職員の役職レベルが必要なことを重んじて改正するものでございます。

主な意見はございませんでした。

以上、総務常任委員会においては全員賛成で可決といたしましたので、妥当な

ご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２４号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２５　議案第２５号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２５、議案第２５号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２５号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告させていただきます。

今回の付託されました議案第２５号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する

条例の制定についての改正内容でございますが、これまでの対象火気器具の取扱基準の省令施行から１０年以上が経過して、当初想定していなかった設備等及び器具が多く流通している現状から、それらの対象火気設備・器具に係る離隔距離に関する規定を整備する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町民の安全、安心なまちづくりを反映するために、このたび同町火災予防条例の一部の所要改正を行うものでございます。

主な意見はございませんでした。

以上、総務常任委員会においては全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２５号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。４時２０分より再開いたします。

（午後　４時１０分　休憩）

（午後　４時２０分　再開）

○議長（川崎直文君）　休憩前に引き続き再開します。

～日程第２６　議案第２６号　福井県市町総合事務組合規約の変更について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２６、議案第２６号、福井県市町総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

１４番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君）　それでは、総務常任委員会より、議案第２６号、福井県市町総合事務組合規約の変更について、委員長報告させていただきます。

今回の付託されました議案第２６号、福井県市町総合事務組合規約の変更は、福井県市町総合事務組合の構成団体である武生三国モーターボート競走施行組合が、本年４月１日付で地方公営企業法の適用を受けた企業団に移行し、名称を越前三国競艇企業団に変更することとなったため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決が必要であり、これをもって規約の変更を行うものであります。

主な意見はございませんでした。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしますので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２６号、福井県市町総合事務組合規約の変更についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２７　議案第２７号　永平寺町林業振興集会センターの譲与について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２７、議案第２７号、永平寺町林業振興集会センターの譲与についての件を議題とします。

本件は、去る平成２８年２月２３日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

４番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君）　では、報告させていただきます。

産業常任委員会が２８年３月８日９時より１１時まで行いました。出席者は全員でございます。傍聴者といたしまして、川崎議長初め、長岡、金元、江守、奥野議員でした。理事者側として、町長初め関係課長がご出席をいただきました。

議題について、付託されました議案第２７号、永平寺町林業振興集会センターの譲与について審議をいたしました。

主な意見といたしまして、議案第２７号、永平寺町林業振興集会センターの譲与については、行政財産を普通財産にして議会の同意を得て無償で譲与すること。

採決といたしまして、議案第２７号、全員賛成にて可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（川崎直文君）　これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　主な意見の中に、譲与については行政財産を普通財産にして議会の同意を得るって書いてあるんですが、それはされたんでしょうか。

○議長（川崎直文君）　４番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君）　この件につきましては農林課長のほうからご説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君）　農林課長。

○農林課長（小林良一君）　ただいまのご質問でございますが、３月８日の産業建設常任委員会におきましてご承認をいただきましたので、３月１０日付で永平寺町

林業振興集会センターを用途廃止し、普通財産といたしております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君）　９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　当このセンターの譲与については、その経過を私は説明を受けました。昭和５９年に建てられた、建築されたわけですが、３，３７４万円の事業費のうち、当時は国の補助、県の補助、町の補助を得て、なおかつ補助対象外があるんですが、森林組合が７００万円の負担をしている。このことを考えると、当時の森林組合の経営状況があって町が町の施設としたんだと私は思うんですけれども、本来は森林組合の、やはり施設ともっと早くしておくべきではなかったのかなって私は思うところです。譲与されることは当然だと私は思っています。

○議長（川崎直文君）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第２７号、永平寺町林業振興集会センターの譲与についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第２８　議案第２８号　永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２８、議案第２８号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご

説明を申し上げます。

永平寺町教育委員会委員が本年度末にて任期満了となるため、法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　質疑なしと認めます。

議案第２８号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（川崎直文君）　起立全員です。

よって、本件は同意することに決定しました。

～日程第２９　発委第１号　永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第２９、発委第１号、永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君）　朗読します。

発委第１号

永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、次のように地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

平成２８年３月１１日　提出

永平寺町議会議長　　川　崎　直　文　様

提出者　　議会行財政改革特別委員会

委員長　　滝　波　登喜男

永平寺町条例第　　号

永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

永平寺町議会議員の定数を定める条例（平成１８年永平寺町条例第１５８号）の一部を次のように改正する。

本文中「１８人」を「１４人」に改める。

附　則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上です。

○議長（川崎直文君）　提案理由の説明を求めます。

２番、滝波君。

○議会行財政改革特別委員会委員長（滝波登喜男君）　議員定数については、議会行財政改革特別委員会において、平成２７年１月より延べ１０回にわたり調査研究、検討協議を行ってまいりました。

議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点はもとより、町の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮し、さらに議会と語ろう会での多様な町民の意見を反映させ、検討協議してまいりました。

その主な意見として、「厳しい財政状況に鑑み行財政改革を推進すべく、議会も議員定数を削減すべき」、また「議会は多くの町民の意見を反映する必要があるため、議員数は削減すべきでない」などの意見の相違が見られましたが、最終的には、議員定数を現行の１８人から４人を削減し１４人とし、次の一般選挙から施行することとなりました。

また、議員定数削減により、議会の果たす機能である、民意吸収機能、行政監視機能、政策立案機能を損なわないように、今後も議会活動等について協議していくこととなりました。

以上、提案理由を述べさせていただきます。

○議長（川崎直文君）　議会行財政改革特別委員会は、議長を除く１７名の議員で構成されております。

質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１番、上坂君。

○１番（上坂久則君）　今ほど委員長のほうから、これテレビを映して町民の方が聞いてるわけですから、議会と語ろう会の中で、削減してもいいとか、あるいは議員報酬とか、あるいは政務活動費等々の意見がありまして、ほんで減らせばいいという意見もありましたし、あるいは、自分たちの地区には、ほんなことはないと思うんですけどね、議員がいないからなかなか行政に対する要望を聞いてくれないとかというような意見もあったんです。そうすると、町民の意見で何をもって減らすほうがいいのかという、まだまだ意見は生煮えやと。

また、委員会においても最初は、現状維持１８名が２名いましてね、それから１６名が三、四名やと思いますけれども、それから１５名が１名、これは議長と、たしか委員長採決に加わってなかったと思いますけどね。残りが１４名っていう形ですね。その中でも、もちろん私もしましたけれども、一応町民に関しては３月には議会としての意見集約はすると、これは私も認めます。

ただ、その中で１４名にするなんていうことは、余りにも乱暴ではないのかと。ですから、３月に、議会は議会としての総意として町民に意思を表示しながら、その中で議員の定数を明示し、それから議員の報酬を、現状維持なのか上げるのか、あるいは政務活動費を十分議論をして、その３つを町民のほうに説明をし、それで意見の集約というか採決に私は諮るべきだと思うんですね。だから、自分たちがつくった永平寺町の議会基本条例の中にも、前文において「町民への情報提供と共有化を図り、」ってね、自分たちがつくったやつがこういうふうに書いておりながら全然。町民に改めて人数等説明をして、そしてまた意見を聞いて、その上で十分議論をした上で条例化するんならいいけれども。だから条例化するということは、一旦決まりましたらね、これは法律の中で、いいほうか悪いほうかは別にしても、悪法も法なりという、決まった以上は従わざるを得ないというのは、これは法の精神ですから、余りにも拙速過ぎると。

ですから、私は、自信持ってこの３月で条例化するなんていうのはとんでもない話だと。町民にどうやって説明するんだと。じゃ、今度の３月の議会を終えて議会と語ろう会で議員定数の件を議論するのかしないのかわかりませんけれども、なぜいきなり１４名にしたのかと。その意味がわからない。

じゃ、ちょっと委員長のほうで、なぜ１４名っていうのが妥当かどうかの、ちょっと意見を求めます。

○議長（川崎直文君）　質疑ではありません。討論ですから。

○１番（上坂久則君）　意見聞いたっていいがいや、別に。あかんのか。

○議長（川崎直文君）　反対討論ということで討論を終えてください。

○１番（上坂久則君）　まあいいけどね。

そういうことで、私は自信と責任を持って、断固として３月の条例化は反対と。ですから１６名にするのは別に反対じゃないんですけれども、町民に理解を得れないで条例化するなんていうのはね、町民無視も甚だしいと。

以上をもって、私は１４名という数には反対です。

以上。

○議長（川崎直文君）　次に、原案の賛成者の発言を許します。

１３番、奥野君。

○１３番（奥野正司君）　今、現状１８名から１４名にするということにつきまして、早過ぎるといいますか反対のご意見もありました。

しかし、我々の当永平寺町の置かれている環境から考えますと、もう既にこの議員定数につきましては平成２５年から当時の行財政改革委員会で議論を尽くして、２５年の３月に一応集約した結果、前回は、何といいますか、現状維持ということになりました。

しかし、全国的に人口減少はどんどん進んでいまして、経済的な、社会的な変化に我が永平寺町は、このまま推移しますと環境変化に乗りおくれてしまうという、そういう危機感のもとに、一度、行財政改革委員会で平成２５年３月に現状維持となりましたが、平成２６年の冬からもう一度、周りの周囲の自治体、それから全国的に見ても進行する環境変化に適応していかないとおくれてしまうんじゃないかという危機感のもとで、平成２７年の１月から我々は、前回に研究、討議、討論されたその前回の行財政改革委員会の到達した水準といいますかね、この結論、共有した結果をもう一度確認した上で、１月からまた討議、討論、資料収集、学習を進めてまいりました。

そして、時には講師といいますか、勉強会もやりましたし、住民との対話ということで、秋には議会と語ろう会、それから、別に議会と語ろう会でテーマに上げていなくても、春、それから前年の議会と語ろう会でも住民の皆さんは「この前言った議員定数のあれはどうなったんや」という声を多数言われておりました。

また、語ろう会でおいでいただきました、発言はしなくてもアンケートを書かれた方がたくさんいらっしゃいます。そのアンケートの中にも、議員定数はどうなったんやという声がたくさんありました。そういうふうな状況の中で最終的に、勉強会をするだけでは町民にお答えできませんので、３月集約しまして、結論を４名減の１４名ということで結論を見ました。

皆さん、思い起こしていただきたいんですが、今いろんな意見の中には、この永平寺町は山があり、川があり、谷があり、だからたくさん議員がいてもいいのだというお考えもありました。しかしね、北海道なんかは、この永平寺町の１０倍、２０倍、１００倍ほど広い面積のところでも我々より少ない議員数で議会活動をやっておりますし、また人口が私どもよりはるかに上の、１万人も２万人も多くても、１８名よりもはるかに少ない議員定数でやっていらっしゃる自治体もあります。

しかし、要はね、住民の声をきちんと聞かせていただく、それから、ここに今委員長が提案理由を報告しましたように、行政に対する監視機能、それから政策の立案機能等々３つの機能がありますけれども、そういう中で皆さん、ここにいる議員の方々はそういうことを共有されてね、その最終的に出た結論が１４名でございますので、ことし合併１０周年はしましたが、１０年前につくった総合基本計画では人口は2万1，０００人ですからふえるという予想をしてましたが、今、1万九千幾らで、3月1日には1万9，０４０名か1万9，０５０名ぐらいになりました。もう1万9，０００も割ろうとしています。北陸3……。

○議長（川崎直文君）　奥野議員に申し上げます。

賛成討論を簡潔にお願いいたします。

○１３番（奥野正司君）　はい。

１４名にするという議員定数、４名減の１４名という定数に至ったということは決して、何ていいますか、削減の幅が大きいとも決して思いませんし、それが我々議員の多数意見であったということを報告させていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論ありませんか。

９番、金元君。

○９番（金元直栄君）　私は、議員定数、今の１８名を１４名にするという提案に反対の立場であります。

最初に、幾ら何でも４名の減は大きく議会の権限を弱めるもので、よって反対

であります。

特に、議会と語ろう会で町民の皆さんにいろんな声を聞きました。町民からも減らすべきではないという声が随分多かった。これは心強いことだと私も思っています。

反対理由の第１ですが、町長、つまり首長というのは、その権限が一極に集中する制度となっていること。それがこの間、国によって、教育長の任命や教育大綱の策定、農業委員会の権限の縮小とその農業委員の選任と、一手に首長にその権限が集中されてきています。つまり、首長という先生に対して、議会は民主主義の生徒として、また府として対極にあるものであります。この強大な権限の首長を監視するのが議会の役割です。よって、議会の権限の最大のものは行政のチェック、これを弱めることには反対です。人数を１８人から１４人に大幅に削減は、それだけ多様な意見を持つ、つまり民意を弱めるということにつながりますから、これは認められません。

２つ目には、それにこういう大幅な削減になると、若い人や女性が出にくい条件となることも示しておきたいと思います。つまり、地域の実力者や大きな組織を持つ人、金のある人しか出れなくなる。こういう状況もしっかり見ていく必要がありますし、私は、多様な意見、若い人たちの意見、女性の意見を議会としてつかんでいくためにも、やはり選挙に出やすい条件を整えていくことは将来にとって大事なことだと思います。

３つ目は、議員定数が少なくなれば、議員が特権化するということです。

最後に、４つですけれども、一方で、少なくするのは行政改革のため、議員も身を削れということを言われていますが、その舌の根も乾かぬうちから、議員報酬を上げよう、また議員活動費、政務調査費のことですが、これを設けようなどのことも話されていますし、減らした分そこに回してもいいという論議がもうされているわけですから、こういうことには、まさに行革という口実に示した議員定数の削減、つまり議会の権限弱体化、これでは私は議会の仕事が果たせないという立場から反対の立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論ありませんか。

６番、江守君。

○６番（江守　勲君）　私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告の中にもありましたが、議会のチェック機能であったり提案、いろいろございましたが、そういった機能の低下を招かないように、今後とも議

会で慎重に進めていく、また調査研究していくというような内容が含まれておりました。

また、アンケートの中にも、議会と語ろう会の中で発言された方もおられましたが、ただ、アンケートの結果というものを踏まえますと、アンケートの中には議員定数を削減したほうがよいという内容が多く含まれておりました。

そういったことも私は町民の声と受けとめ、今回の議員定数削減に賛成するものであります。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

８番、上田君。

○８番（上田　誠君）　私は、今回の定数１８から一挙に１４名にすることに対して反対の立場から討論をさせていただきます。

皆さんご存じのように、永平寺町は３町合併をしました。これは国の施策でもありましたが、その中には、やはり地方分権の立場から合併した形があります。

しかしながら、まず１点目です。合併する前のそれぞれの市町の定数は、１４、１６、１８名であります。１自治体の中である程度の人口を有する、またある程度の地域を有するところでの議会での遂行、それに当たる人数というのは極端にするべきではないというふうなところがあります。そういう観点から、一挙に下げることは、先ほど他議員もありましたように民意の吸収です。これは先ほど言いましたように、定数を減らすことによって多くの方々の、また各界各層の方々の意見を吸い上げる立場から、ある面では逆行しているかというふうに思います。

それから、その定数の削減のところは、それまでに募る議会に対する不要論とか議会に対する不信、議会が見えない、議会による議員の質の問題が問われて、それならばそういう人数は要らないんじゃないかというふうな発言であったかというふうに私は思っております。でも、その中から当町は議会改革ということで、まず議会として住民　　　ということで議会と語ろう会を行ってきました。そういう面が１点です。

それから、先ほどもありましたが、行政監視機能。頭数が減れば、当然のように行政監視機能は弱まります。そういう面からの問題。それから、政策立案もそれぞれの専門委員会で運営していく。そういうことから考えると、一挙に減らすことに関しては、その議会に対しての、どう言うんですか、民主主義の崩壊につながるというふうに私は考え、一挙の削減については反対の立場をとらさせていただきます。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

１４番、中村君。

○１４番（中村勘太郎君）　今回の議員定数削減につきましては、私は４名削減の１４名への賛成の立場から賛成意見を申し上げます。

これまでこの議員定数の課題におきましては、永平寺町民の方々と、また議会と語ろう会、また議員同士の討論、いろいろな議論をさせていただいた中、その以前にも、私は議員になる前から、永平寺町の議員の現状数はやはり多いなというように感じておりました。それから間もなく退職しまして、２６年の８月に町議会選挙がありまして、そこで私は議員の選挙に出ようというふうに出て、この議員削減、これをテーマに上げて頑張ろうというようにも一つ思っていたところでございます。

先ほどから議会のあり方とか民意吸収、行政監視、また政策立案が欠けるんではないかということでございますけれども、やはり私たちが、とにかく個々の議員の資質の向上を図るためにも、行財政改革を進める議員としてみずからが率先して身を切る覚悟で判断が必要な時期だというように思っておるところでございます。

その立場から、議員削減に賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君）　ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

発委第１号、永平寺町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君）　起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３０　発委第２号　永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第３０、発委第２号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（佐々木利夫君）　朗読します。

発委第２号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、次のように地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出します。

平成２８年３月１１日　提出

永平寺町議会議長　　川　崎　直　文　様

提出者　　議会運営委員会

委員長　　上　田　　　誠

永平寺町条例第　　号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成１８年永平寺町条例第１５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「生涯学習課」の次に「、国体推進課」を加える。

附　則

（施行期日）

この条例は平成２８年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長（川崎直文君）　提案理由の説明を求めます。

８番、上田君。

○議会運営委員会委員長（上田　誠君）　議会運営委員会から提案の理由を述べます。

発委第２号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

永平寺町教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴い国体推進課が新設され、永平寺町議会委員会条例の一部改正が必要となったことから、議会運営委員会発委で今回の改正を提出するものです。

以上です。

○議長（川崎直文君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案はありますか。

自由討議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３１　閉会中の継続調査の申出～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第３１、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

～日程第３２　議員派遣の件～

○議長（川崎直文君）　次に、日程第３２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２８条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元の配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

（午後　４時５７分　休憩）

（午後　４時５７分　再開）

○議長（川崎直文君）　休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る２月２３日開会以来１８日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たって、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げまして、平成２８年第１回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成２８年度当初予算や条例の制定等を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。また、各委員の任命のご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

今議会におきましても町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状並びに課題の所存を十分に認識し、町政発展のため努めてまいる所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、本日で東日本大震災から５年がたちました。政府は平成２８年度以降を「復興・創生期間」と名づけ、被災地の自立につなげ、地方創生のモデルとなるような復興支援を行うとしておりますが、いまだ１７万人もの避難者の住居問題など、迅速かつ丁寧に対処すべき課題が山積しております。一日も早い復興と、今なお避難されている方の平穏な生活を取り戻されることを心から願うものであります。

本町でも今会期中に、本年度２回目の自主防災組織地区リーダー研修会を開催し、各地区から１５８名の方にご参加していただき「防災は地域のコミュニティから」と題した講演を聴講していただき、災害に強い永平寺町を目指し、町民の皆様とともに防災力の向上に努めてまいります。

次に、開会の挨拶でも申し上げましたが、来る１８日には道の駅「禅の里」、２６日には新消防本部庁舎の落成の運びとなっております。道の駅につきましては、本町の新たな観光の顔として上志比地区の発展につながるよう、消防本部庁舎につきましては、消防・防災体制の充実強化、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりにつながるよう期待するところでございます。

本年は、地方創生の深化のための１年と言われております。昨年は地方創生元年と位置づけ、人口ビジョンや地方版総合戦略などの本町再考のための設計図づくりに尽力した１年となりました。いよいよ地方創生の実現に向けた具体的な取り組みが本格的に動き出すこととなります。

しかしながら、これらの事業は一朝一夕で結果が出るものではなく、腰を据えて粘り強く取り組む必要がございます。この機会を逸すれば地方創生はなし得ないとの気概を持ってこの地方創生に取り組む覚悟ですので、引き続き、議員の皆様のご支援、ご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ようやく春の気配が感じられる季節となりましたが、議員の皆様におかれまし

ては、健康に十分留意されご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

今議会、本当にありがとうございました。

（午後　５時０２分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員